

極秘

大 蔵 省

債 向 事 項	考 慮 さ る べ き 事 項
要綱4. 8月9日現在、韓国に本店のある法人の在日財産の返還請求	
1. (請求の対象会社名を箇くわけするが)	
(イ) (1) については内鎖村町を対象とするものがあるが	
○(1)の説明の中にある「連合筆最高司令部内鎖城衛令」とはなにか	<p>○司令部の出した指令は SCAPIN 74号 その他の SCAPIN である。内鎖城衛令自体は日本の政令である。 *上記 SCAPIN 74 を直接受ける日本の法令は 20.10.26付省令「外地銀行等の閉鎖に関する省令」であり、内鎖城衛令は 22年3月にこの省令に代わって制定されたものである。</p>
○(1)に入居法人はなにか。名前を挙げて	○ 朝鮮銀行、朝鮮通産銀行、朝鮮信託株式会社、朝鮮金融組合連合会
○X小X小について説明して欲しい。とくに金融組合連合会はこらでは大きく判らないうので、組織、傘下の組合(数、名前、所在地)また組合と連合会の債権、債務関係を示して欲しい。	<p>○ 金融組合連合会 京城に本部 各道に支部 金融組合 674 産業法人 54</p> <p>○ 金連と傘下組合との債権債務関係は不明であるため、現在なお金連の清算は終了されずにいる(管財局でも困っている)</p>
(ロ) (2) については在外会社を対象とするものがあるが	
○(2)の説明の中にある "SCAPIN 1965号" において「内鎖された」とはどのようなこと	○ 占領直後は 省令 88号により在外会社の国内資産に関する取引は維持保全の

大 蔵 省

債 向 事 項	考 慮 さ べ き 事 項								
<p>○ (「閉鎖」の意味が判らぬ)</p>	<p>ためにするものを除き、禁止された。その 後生活必需品の生産販売の事業に限り管 むらさかである。23年度から在外会社 の本邦内財産の凍結を解除させる動 きが出て、24年に在外会社の制定、 財産の整理を認めることとなった。 従って韓国側の(1)の閉鎖付屬と 同じ意味で(2)で「閉鎖」というのであれば、 これは誤りではない。</p>								
<p>○ (2)に入る法人はまに、名前を挙げる 今この名前を挙げるか、必ずリストを出 すことになってくる。日本側の友の程度知 っているが、韓国側資料と照合する必 要がある。(日本側との交渉あり、 食事がしているといけなから、) ※ このリストは必ず出さないと して出すのを確認させる。</p>	<p>○ 35年10月現在</p> <table border="1"> <tr> <td>指定総数</td> <td>349社</td> </tr> <tr> <td>内、指定解除数</td> <td>16.2</td> </tr> <tr> <td>実際整理を要 する会社数</td> <td>18.7</td> </tr> <tr> <td>内、整理完了数</td> <td>18.1</td> </tr> </table>	指定総数	349社	内、指定解除数	16.2	実際整理を要 する会社数	18.7	内、整理完了数	18.1
指定総数	349社								
内、指定解除数	16.2								
実際整理を要 する会社数	18.7								
内、整理完了数	18.1								
<p>(1)、(3)「その他」の項があるが、これは 何かと聞くよ。</p> <p>○ 「その他」は要綱2の「その他」と 同様に今のところ何の手定はなしと 同じことである、と聞く</p>	<p>○ (韓国側)の(1)出すとすれば、 朝鮮奨学会維持財団 朝鮮漁業組合連合会中央会 の先年まであるが 朝鮮総督府交通局共済組合 について、要綱2からは出さないとこと 入れるかも知れない。 さらに、朝鮮銀行発行準備在日分 という項目をいい出さないとあかまらぬ。</p>								
<p>○ 名前を出して来たら所在地(番地ま で)、財産の形態を克明に届ける</p>	<p>○ とくに奨学会、漁連は組織関係の 複雑であるから、これも聞いておく</p>								

大 蔵 省

()

債 向 事 項	考 慮 さ る べ き 事 項
(要綱2の総務庁東京事務所のとこ での回答を参考に、その調子で いつぬす)	
2. (当該法人の在韓財産の処理につ き、韓国側にできるだけ喋らせるよ うに)	○こころ、日本側の在韓財産はとこ だけあつて、それかとこだけ韓国側に 引継がれたいのか。それか本請求書 委員会にとって問題の解決に直接
(イ) 米軍の処理の状況 (とくに株 式の処理について)	Relevantなものがあるから、是非示さ と強く言)とこにする。
(ロ) 法人の運営状況 (管理支配 の状況... 代表者にはとこ) 看を 任命したか、株主総会は開いたか)	
(ハ) 法人の資産額、帳簿資料等 を示せ。	(帳簿資料を得られれば、閉鎖した 在外会社の、わが国での処理にたいして
(ニ) 韓国側へ債権の引継ぎの 状況	(債権の)
たか、その際の附随資料にはとこ い)ものがあるか。引継ぎの資料を 示せ。	
(ホ) 在日財産についての取扱 (株主総会で決議したとこであるか) 帳簿上とこへ処理をしたか — とくに 本支店勘定について etc.)	
3. (韓国側が言い出すまでは、とこ 日本側の処理状況はいい出さな いよ)	
向)から聞いてきたとき、韓国 側の向)の処理状況を教えるとい きは、日本側のとこへだけ状況を知 らせるわけにはいかないとの態度をと る。	○くわいとは専門家がいまいと判ら ない、といて延ばすことにはとこ の。

大 蔵 省

質 向 争 項	考 慮 さ る べ き 争 項
<p>※ 以下わが方のとり合えず反論を とすは、(おのふ)まこと(ま)まこと ま)ま)</p>	
<p>5 (韓国側の株式west論に対 して) 韓国側の説論には納得できない。 (先日申上り(おのふ)に) 軍令33号のた 果は韓国の外に及ばないと考えら れるから、株式をwestするとして これは当然以上の軍令の目的(本質的制 約(自己の管轄権外に及ばず))を 受けてゐるはずである。従つて株式 westの結果が在日財産に及ぶとい ふことは不合理である。</p>	<p>○ こと、 軍令33号についての文外的 た力、(株式westについての)所在地 論をめぐり日本側の理論構築を要 する必要がある。 (ま)ま)のための補強論拠として、 朝鮮銀行の在米財産が米国で日本 財産として処理とすれば(ま)ま)を例証に 挙げることのできるか(ま)ま)の何物か ある) (ま)ま)在鮮米軍の株式の名義書換を 行つて(ま)ま)の(ま)ま)であるから、この英と不 提として、占領軍の名義書換の結果は、 在日財産には及ば(ま)ま)の(ま)ま)のた めの理論を構築する必要がある)</p>
<p>6 (本来の反論は、上記の軍令33号の 解釈論で行くべきであるが、(ま)ま)補 論として使(ま)ま)の(ま)ま) 南鎖村岡^等の在日財産の処理は、 占領軍当局の指令の命ずる通りに行 ふ(ま)ま)の(ま)ま)の措置について韓国 側から非難される筋合はない。</p>	<p>○ こと、 在日占領軍指令による処理 を理由に韓国側に反駁すべき説論の 理論構築を行(ま)ま)必要あり。 (向題英) 在外会社(ま)ま)の、南鎖村岡(在外 活動の(ま)ま)朝鮮関係は(ま)ま)に入る) は指令により残余財産の処分を禁止さ (ま)ま)の、韓国側にこの英と受(ま)ま)ら (ま)ま)の。</p>

債 権 争 項	考 慮 さ れ る 争 項	内 連 資 料
<p>の 法 律 的 意 義、具 体 的 項 目 に つ い て 「 根 拠 の 文 件、(法 律 的 意 味 上) を 示 す。 (2) (文 件、fact を 明 ら か に す る 意 味 上) 全 額 (項 目 別 に、全 額 算 出 の 根 拠) は、い く ら の 金 額 だ らう。 。 合 せ て 提 示 し た 各 項 目 の 説 明 を 示 す。</p>	<p>。 (韓 国 の 説 明 資 料 を 示 す 文 件) 目 録 兼 附 録 部 局 に 検 討 し て も ら う。 其 上 で) 後 日 日 本 側 の 見 解 を 述 べ る こ と が 望 ま し い。</p>	
<p>Ⅷ. 総 督 府 東 京 争 務 所 の 財 産 (1) 右 に 示 請 求 さ れ る の か、 対 象 財 産 を 明 ら か に し て 示 す。 (2) (総 督 府 に 附 録 あり、と い い は 水 は)、 其 の 根 拠 は 文 件 。</p>	<p>(韓 国 側) は 交 通 庁 共 済 組 合 の 財 産 と し て、 お 示 し 知 ら せ ら れ たい。 。 交 通 局 共 済 組 合 の 財 産 に 属 し て いる なら、 総 督 府 の 所 有 物 で は ない こと、 対 総 督 府 債 権 上 は 互 い、 と 思 っ て 可 可。</p>	
<p>(3) (一 定、 総 督 府 と は 別 に、 交 通 局 共 済 組 合 財 産 と し て 返 還 を 求 め ら れ て いる こと、 請 求 の 根 拠 は 文 件、 。 亦、 亦 て 交 通 局 共 済 組 合 に つ い て 韓 国 内 の 上 記 の、 取 扱 い の 合 意 状 況 か、 (法 人 格、 財 産 の 処 理 状 況、 及 び 在 日 財 産 の 帳 簿 上 の 処 理 の 状 況)</p>	<p>。 韓 国 側) は、 在 韓 国 内 の 在 日 財 産 に、 上 記 の 附 録 材 料 附 在 外 全 社 と 同 じ 類 的 計 論 に 基 づ き、 お 示 し 知 ら せ ら れ たい。 其 の 場 合、 Vesting Decree の 本 格 的 計 論 に 基 づ き、 上 記 の 文 件、 次 の 文 件、 上 記 の 文 件、 上 記 の 文 件、 (i) (日 本 側) と し て、 Vesting Decree の 効 力 の 在 日 財 産 に 及 ぶ 事 実、 (ii) (韓 国 側)、 上 記 の 財 産 の 処 理 は 占 領 軍 指 令 に 基 づ き、 上 記 の 文 件、 と し て、 上 記 の 文 件、 * 上 記 の 文 件、 本 格 的 計 論 は 要 綱 4 (附 録 材 料)、 上 記 の 文 件、 上 記 の 文 件、 部 局 に 属 する。</p>	

()

大 藏 省

渡 向 事 項	考 慮 上 の 事 項	関 連 資 料
<p>(4) (韓国側への対応) 処理状況の 説明を求めると、日本側の処理 状況と云々() 処理状況も、自復章指令に して、その旨を通知し、必要に応じて 簡単な事実を述べるといふこと</p>		
<p>XI. その他 前述の「その他」と同じく、何れも に、その旨を通知し、必要に応じて といたす。</p>		

大 蔵 省

負 荷 事 項	考 慮 さ れ へ き 事 項	関 連 資 料
<p>要綱 3. 送金関係</p> <p>(1) 請求の対象は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 概要説明の(1)と(2)を区別し、そのほか「<u>送金</u>」(郵便送金)の区別によることの意味) ○ (2) 韓国国内金融機関の意味 ○ 送金「<u>振替</u>」の意味 ○ (3) 「その他」は別に考へていないこと 	<p>○ 2の項目の渡荷要領は、前述の「日韓人の送金引出し」と同様である。その際、前述の渡荷の様子は、この「送金」の項目に「送金」として記載する。</p> <p>○ 郵便送金の引出しは、出金と見做すこと(1)、(2)、(3)の引出しに含めること(2)については、文に示さないこと。</p>	
<p>(2) 請求の根拠は次のとおり</p>	<p>○ 韓国側は Vesting Level を詳述する必要がある。</p> <p>○ (日本側) については、一般論として Vesting Level の説明には、之が入るべきと差控えること。</p> <p>(i) 日付の問題 (8, 9)</p> <p>(ii) 「送金」に「<u>米</u>」は「処理」して「送金」するもの(首振り外へ出ているもの)は及ぼさないこと。</p>	
<p>(3) (一) fact を明確に示す意味を、各金融機関毎、期間毎の送金額を記載する。</p>	<p>○ (日本側) については、送金の計数は、欄外に示すこと。</p>	<p>(日本側) における、外地送金処理の状況</p>
<p>(4) (二) 送金関係の取扱い(米) 米単からの引継資料(目録)を示す。</p>		
<p>(5) その他</p>		
<p>(6) (米単は、見地として「送金」するもの)</p> <p>(7) 韓国側に「<u>米</u>」は「<u>送金</u>」として記載する。</p>	<p>「送金引出し」と同じような趣旨で示す。</p>	

秘密指定解除

外交記録・情報公開室

秘
下

日本有価証券調書

種 類	所有者	登 録	現 物	合 計
日 本 国 債	韓国法人 通信部 個人 小 計	7,013,032,799.76 17,760,000.00 7,030,792,799.76	13,576,468,650 4,631,625.43 200,000,000.00 34,039,631,193	7,371,189,111.69
朝鮮食糧証券及び食糧証券	韓国法人		15,200,633,008	15,200,633,008
日 本 貯 蓄 券	"		18,673,950,000	18,673,950,000
日本政府保証社債	"	83,265,850,000	587,600,000	83,324,610,000
日 本 地 方 債	"	1,327,500,000		1,327,500,000
日 本 社 債	"	25,304,013,400	890,138,000	26,194,151,400
貯蓄及び報国債	"		4,380,027.50	4,380,027.50
そ の 他 証 券	通信部 個人 小 計		64,177,912.9 86,000,000.00 924,177,912.9	924,177,912.9
合 計		8,117,818,933.76	617,363,390.80	8,735,182,324.56



April 22, 1946

The undersigneds, hereby, certify that the following amount of the Japanese currencies have been duly destroyed during the period from April 2nd to April 20th, 1946, at the furnaces of the Bank of Chosen of the Capital Building and of the M.G. Publishing House, Located in Seoul, Korea:

1. The Bank of Japan Notes	¥1,201,710,769.00
2. Japanese Government Currency Notes	12,500,000.00
3. The Central Reserve Bank of China Notes	
yen value	1,374,550.11
4. Japanese Military Currencies	
yen value	192,378.36

For The U.S.A. Military Government in Korea:

For The General Headquarters, AFPAC:

For The Bank of Chosun: (Koo Yong Suh, Director)

For The Bank of Japan: (Hiroshi Yamamoto, Inspector)

Notes:

1. The particulars of the destroyed Japanese currencies is attached.
2. ~~¥4,000,000~~ of the Japanese Government Currencies in Item 2 and the whole amount of Item 3 and 4 are the custodie of the Bank of Chosun for a/c of the Japanese Government

November 14, 1947

The undersigneds, hereby, certify that the following amount of the Japanese currencies have been duly destroyed during the period from November 8th to November 14th, 1947, at the furnaces of the Bank of Chosun and of the M/G. Publishing House, located in Seoul, Korea.

- ~~1. The Bank of Japan Notes289,905,979.00 yen~~
 - 2. Japanese Government Currency Notes..... 11,300,042.90 yen
 - 3. Japanese Military Currencies23,805.00 yen
 - 4. The Central Reserve Bank of China Notes
- ~~Yen value 43,506.61 yen~~

For The U.S.A. Military Government in Korea:

For The General Headquarters, S&AP:

For The Bank of Chosun: (Soon Ju Choi, Director)

For The Bank of Japan: (F. Nakajima, Chief,
General Managing Section, Issue
Dept.)

~~Notes:~~

- 1. The particulars of the destroyed Japanese currencies is attached.
- 2. 580.00 yen of the old Military Currencies in Item 3 are the custodies of the Bank of Chosun for a/c of the Japanese Government.

HEADQUARTERS

UNITED STATES ARMY MILITARY GOVERNMENT IN KOREA

APO 235 Unit 2

25 September 1947

MGFIN 321.011

SUBJECT : Request for Bank of Japan Official to Supervise
Destruction of Bank of Japan Notes.

THRU : Commanding General, United States Army Forces in Korea

TO : Supreme Commander . Allied Power, APO 500

1. The Bank of Chosun now has in its vaults more than three hundred million Won in Bank of Japan notes, which are no longer legal tender in Japan. These were accumulated under USAMGIK Ordinances 57 and 59.

2. In order that a claim may be filed against Bank of Japan, it is requested that an official of the Bank of Japan be sent to Korea to destroy these notes, and certify the amount destroyed.

3. In March 1946, an official of Bank of Japan accompanied by an Army Officer came to Korea and burned Bank of Japan notes amounting to 1,200,000,000 won.

4. The Bank of Chosun is urgently in need of vault space. These Bank of Japan notes are stored in 1000 wooden boxes and use 3000 cubic feet of Bank of Chosun vault space.

FOR THE COMMANDING GENERAL:

/s/ EARL L RHODES
/s/ EARL L RHODES
Lt. Col. AGD
Adjutant General

TFXAG 123.7 1st Lnd

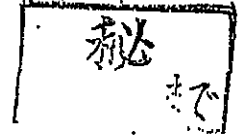
HEADQUARTERS, UNITED STATES ARMY FORCES IN KOREA;
APO 235, 29 Sep. 1947
TO : Supreme Commander for the Allied Powers,
APO 500.

Certified a True Copy

J. S. Smith GHQ-SCAP-ESS

秘密指定解除

外交記録・情報公開室



1. 日本銀行券等立会焼却額	1,517,051,030.98
2. 日本銀行券現在保有額	6,442,831.00
3. 朝鮮動乱中の焼却	
日本政府紙幣	1,781,538.50
日本銀行小額紙幣	218,301.65
合 計	1,525,493,702.13

秘密指定解除

外交記録・情報公開室



APO 500

Diplomatic Section

DS/WJS/TWA/bk

The Diplomatic Section of General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, presents its compliments to the Korean Diplomatic Mission and has the honor to refer to the correspondence resting with the Diplomatic Section's note of January 20, 1950, concerning certain funds earmarked in Japan for payment to Korean nationals, and to recent conversations between representatives of the Mission and of this Headquarters on the same subject.

The Mission, is informed that of the ¥237,000,000 indicated in preliminary reports as possibly earmarked for Korean nationals in certain employment categories, only approximately three million yen is presently available in the Foreign Creditor's Yen Account.

In view of this fact, and in consideration of the probability that in the near future the determination of the whereabouts of the individuals throughout Korea to whom the money is due will be greatly facilitated, it is believed appropriate that for the present the Japanese Government continue the program of segregating the funds in a single account. Transfer of the small amount now on deposit in the Foreign Creditors' Yen Account is accordingly considered premature.

Tokyo, October 21, 1950.

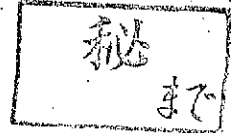
S 236

Copies to:
CPC
LS

M/R Based on e/n no. 5 from DS to CPC, 25 Aug. 50; c/n no. 3 from CPC to LS, 11 Aug. 50; c/n no. 2 from DS to CPC, 11 Jul. 50, on CPC check sheet to DS, 16 Jan. 50, subj., "Funds Earmarked for Korean Nationals".
Telephone conversation between CPC (Mr. Jena) and Mr. Ainsworth (DS) 20 Oct. 50.

TWA 26-7596

To the
Korean Diplomatic
Mission Tokyo.



被 徵 用 者 数

	労務者	軍人、軍属	合 計
生存者	648,081	282,000	930,081
死亡者	12,603	65,000	77,603
負傷者	7,000	18,000	25,000
合 計	667,684	365,000	1,032,684



被徴用者数関係資料

1. 日本厚生省発表被徴用者関係統計
2. 日本外交学会編「太平洋戦争終結論」
3. 遠山茂樹他2人「昭和史」
4. 日本外務省調査月報第1巻第9号「数字から見た在日朝鮮人」
5. 日本厚生省援護庁「引揚援護記録」
6. "米合衆国戦略爆撃調査団" Overall Economic Effect
7. "Far Eastern Economic Review No.26" 1953.12.24.
8. 朴在一著在日朝鮮人に関する総合調査研究
9. 朝鮮問題研究所発行「朝鮮問題研究」第11巻第4号
10. 李瑜煥著「在日韓国人の50年史」
11. その他

秘密指定解除

外交記録・情報公開室



MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

September 7, 1951

Subject for: Request of the Korean Mission in Tokyo to investigate amount of yen currency held in custody by the Customs in behalf of the repatriated Koreans and conversion of the Japanese currency into the Korean currency to be carried by the repatriated Koreans.

To : Mr. G. P. Waller ESS, G. H. Q.

At the request of the Korean Mission in Tokyo, we have investigated on the subject matter, result of which will be submitted to you as enclosed herewith and we trouble you in asking transmit of its copy to the Korean Mission.

M. Kamashiro
Deputy Financial Commissioner
Ministry of Finance

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

1. Amount of yen currency held in custody by the Customs
for the repatriated Koreans
(as of June 30, 1949)

Classification	Number of item	Amount
Old Bank of Japan Notes	5,626	¥ 6,647,377.33
New Bank of Japan Notes	2,838	2,379,931.25
Old Bank of Chosen Notes	39	385,870.--
New Bank of Chosen Notes	702	1,006,541.--
Old Bank of Taiwan Notes	1	640.--
Federal Reserve Bank of China Notes	1	5,500.--
Central Reserve Bank of China Notes	2	CRB \$ 464,000.--
Southern Developments Bank Notes	3	Peso 796.--
Japanese Military Notes (B)		¥ 25.--

2. Total amount of conversion of Japanese currency into
Korean currency to be carried by the repatriated Koreans
(as of February 28, 1949)

¥ 48,714,690.--

大蔵省理財局外債課長 殿

外 務 省



昭和37年1月29日

中 島 総理府恩給局審議課長 殿

外務省アジア局

前 田 北東アジア課長

韓 国 人 軍 人 軍 属 等 の 恩 給 額 試 算
に 関 す る 件

本件に関し、かねてより格段の協力をいただ
いているところ、今般別添のとおり厚生省援護
局復員課および業務二課において朝鮮人軍人軍
属の復員、死亡別統計がほぼ最終的に提示され
ましたので、先般貴課長から非公式に内報して
いただいた朝鮮人軍人恩給総額をこれによつて
修正推算していただければ幸甚です。なお、こ
の推算においては本年10月より予定される恩
給ベースアップをも考慮し、総額および年金現
価を提出していただければ幸いです。

また、文官恩給についても新ベースアップ分

外 務 省

を考慮され、総額および年金現価の試算をして
いただきたく存じます。

朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表

37.1.23
北東アジア課

身 分	復 員	死 亡	計	
陸 軍	軍 人	89,108	5,870	94,978
	軍 属	45,404	2,991	48,395
	計	134,512	8,861	143,373
海 軍	軍 人	22,048	308	22,356
	軍 属	78,343	13,013	91,356
	計	100,391	13,321	113,712
合 計	軍 人	111,156	6,178	117,334
	軍 属	123,747	16,004	139,751
	計	234,903	22,182	257,085

厚生省授護局調査による

大蔵省理財局外債課長 殿



外 務 省

亜北第44号

昭和37年2月1日

厚生省援護局援護課長 殿

外務省アジア局北東アジア課長

朝鮮人軍属の遺族年金、障害年金等の
試算に関する件

本件に関し、かねてより格段の協力をいただ
いているところ、今般、別添のとおり貴局復員
課および業務二課において朝鮮人軍人軍属の復
員、死亡別統計がほぼ最終的に提示されたので、
死亡朝鮮人軍属の遺族年金額、負傷軍属の障害
年金額および死亡軍人軍属の弔慰金額を、戦傷
病者戦没者遺族等援護法を準用し試算提出して
いただければ幸いです。

外 務 省

なお、上記試算においては、本年10月より
予定される援護料ベースアップをも考慮され、
昭和37年3月31日までと昭和37年4月1
日より全員失権までとに区分され、提出下され
ば、年金現価の算出にも便利と思われるので、
そのようにお願いします。

付属物添付

本信写送付先 大蔵省理財局外債課長